

消火訓練



文化財防火デー消防訓練を実施
町内文化財での消火訓練

昭和24年1月26日、奈良県の法隆寺金堂から出火し国宝の十二面壁面の大半を焼損しました。その後も金閣寺などの貴重な文化財の火災が相次いだことから、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されることになりました。

この町においても1月25日、伊野地区の「榎本神社」で火災発生との想定のもと、



消防団伊野分団と仁淀消防組合消防署の合同で、消防ポンプ車等を用いての消火訓練を行いました。

また、本川地区では「本川新郷土館」と「国の重要文化財 山中家住宅」において、消防団、仁淀消防組合吾北分署、四国電力株式会社などと合同で、文化財施設の初期消火訓練と防火設備・電気設備の点検を実施しました。



募集
平成20年度交通災害
共済加入者募集

加入資格

この町に居住し、住民基本台帳に記載されている方、又は外国人登録をされている方は、年齢に関係なくどなたでも加入できます。

加入手続き

加入申込書に、住所・氏名を記入し、共済掛金1人700円を添えてお申し込みください。
(本庁出納室、各総合支所及び各出張所で受け付けます。)

共済期間

平成20年4月1日(年度途中の加入者については、申し込みの翌日)から平成21年3月31日まで

◎交通事故によるけがの治療実日数に応じ、3日以上から見舞金を支給します。詳しくは、左記へお問い合わせください。

問い合わせ

総務課

☎ 893-1113

出納室吾北分室

☎ 867-2311

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

税務課だより 原動機付自転車などの廃車手続きは3月31日までに

軽自動車税は、4月1日現在に登録されている方が納税義務者となります。他の人に譲渡している場合は名義変更の手続きを、この町外に転出された場合は標識番号の交換・住所変更の手続きをしてください。

紛失・盗難などにより物件がない場合でも廃車の手続きをしないとそのまま課税されます。また、訪問回収などに回収を依頼される場合も必ずナンバープレートを返却したうえで廃車の手続きが必要です。
なお、車両の排気量により取扱場所が異なります。下表を参照のうえ手続きをしてください。

➡ 手続先・持参する物

車種	手続先	名義変更に必要なもの	廃車に必要なもの	住所変更に必要なもの (転出された方)
軽自動車 軽二輪 (126cc以上250cc以下)	軽自動車検査協会 ☎ 842-5734	・届出済証(検査証) ・新所有者の住民票	・届出済証(検査証) ・標識番号 (ナンバープレート)	・届出済証(検査証) ・新住所地の住民票
小型二輪 (251cc以上)	高知運輸支局 ☎ 050-5540-2077	・新・旧所有者の印鑑	・所有者の印鑑	・所有者の印鑑
原付 小型特殊 (125cc以下)	税務課 ☎ 893-1118 吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300 本川総合支所住民課 ☎ 869-2112	・標識番号 (ナンバープレート) ・譲渡証明 ・新・旧所有者の印鑑	・標識番号 (ナンバープレート) ・所有者の印鑑	・標識番号 (ナンバープレート) ・所有者の印鑑 (新住所地で標識交付を受けてください。)